

②不妊検査・治療の支援



三原市不妊検査・一般不妊治療費補助事業

対象者	夫婦が共に不妊検査を開始した場合で、次のいずれにも該当する夫婦 ①検査・治療開始時に法的に婚姻している夫婦で、申請日に三原市に住所を有すること ②市税等を滞納していないこと ③検査開始時点の妻の年齢が35歳未満の場合は、広島県不妊検査・一般不妊治療費助成の決定を受けていること
対象となる費用	不妊検査・一般不妊治療(タイミング療法、薬物療法、手術療法、人工授精など)で、不妊症の診断・治療のため医師が認めるものに係る費用。
補助額	補助対象費用にかかった自己負担額の1/2(上限5万円)※1,000円未満切捨て
補助回数	1組の夫婦について1回限り

■ 問い合わせ先 ■
保健福祉課 ☎ 0848-67-6061

三原市特定不妊治療費補助事業

対象者	①広島県の実施する不妊治療支援事業において、不妊治療費の助成を受けていること ②補助を受けようとする特定不妊治療の治療開始時から申請時までの全期間において、三原市内に住所を有すること(単身赴任等により夫婦のいずれか一方のみが市内に住所を有する場合も可) ③市税等を滞納していないこと
対象となる費用	指定医療機関で受けた保険適用外の特定不妊治療(体外受精・顕微授精)にかかった治療費(入院費や食事代など治療に直接関係のない費用は除く) ※広島県の事業と同様
補助額	1回の上限15万円(以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する治療や採卵したが卵が得られない、または医師の判断により採卵が得られないため中止した治療については、1回の上限7万5千円) 【男性不妊治療加算】 上限15万円(精子を精巣または精巣上体から採取するための手術を行った場合) ※以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する治療については対象外 ※広島県の事業と同様
補助回数	妻の治療開始時の年齢が39歳未満の場合、43歳になるまで通算6回 妻の治療開始時の年齢が40歳以上の場合、43歳になるまで通算3回 ※広島県の事業と同様

■ 問い合わせ先 ■
保健福祉課 ☎ 0848-67-6061

広島県不妊検査費等助成事業

検査開始時の妻の年齢が35歳未満の夫婦の不妊検査費・一般不妊治療費を助成します。

詳しくは、広島県子供未来応援課(☎082-513-3171)または、広島県東部保健所(☎0848-25-2011)にお問い合わせください。

広島県不妊治療支援事業

配偶者間の特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する費用の一部を助成します。

詳しくは、広島県子供未来応援課(☎082-513-3171)または、広島県東部保健所(☎0848-25-2011)にお問い合わせください。

広島県不妊専門相談センターでの相談

不妊や不育に関する相談を、広島県不妊専門相談センター(☎082-870-5445)で受け付けています。

〈相談日〉 毎週火・水・金曜日 15:00～17:30
毎週木・土曜日 10:00～12:30
※祝日・年末年始は休みになります。

